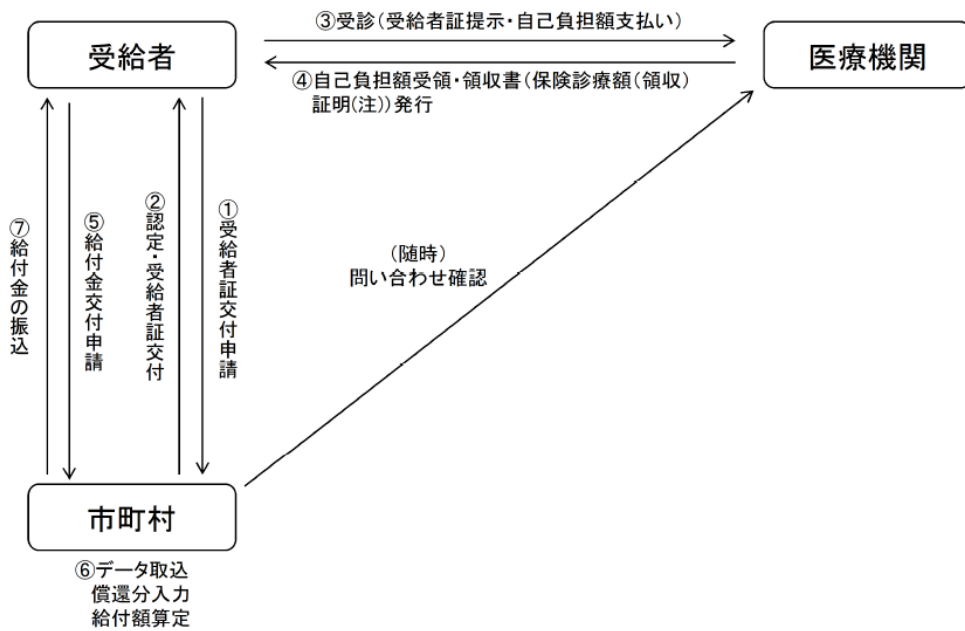


HOPE ニュース 2019年9月号



10月分より大分県にて重度心身障がい者医療費給付事業（自動償還）が実施され、
【償還払方式】から【自動償還払方式】へ変わります。

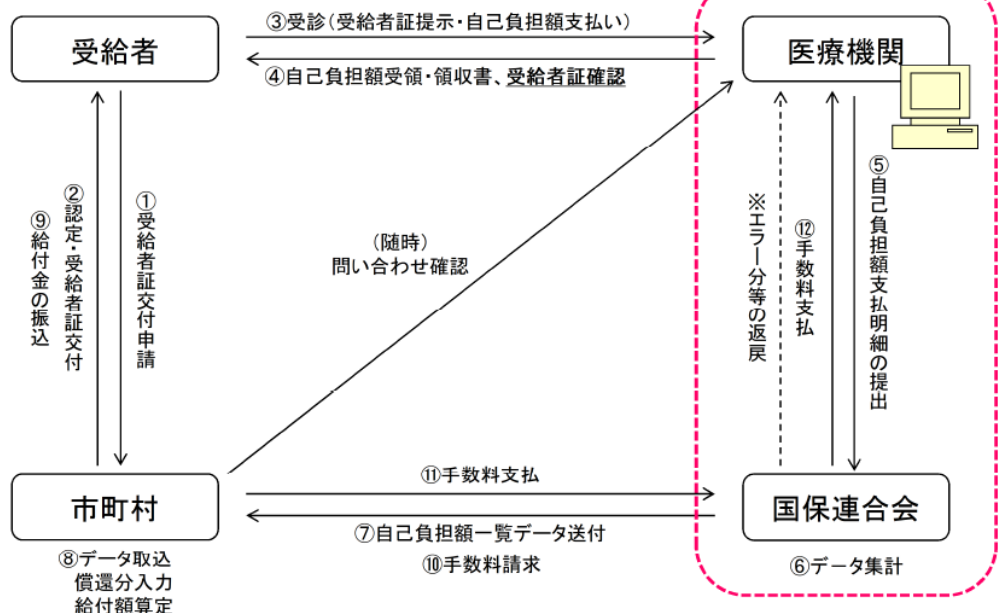
【償還払方式】



【注意】

自動償還払方式に移行しても窓口で、受給者（患者）様から自己負担額を受領し、領収書の発行を行うことは、変わりませんので、ご注意ください。

【自動償還払方式】



医療機関様向けQ&A集がございますので裏面に一部を掲載します。

(注) 保険診療額(領収)証明…対象者の保険診療点数や保険診療自己負担額について、医療機関等が医療費支給申請書に証明するもの。自動償還払いへ移行後は、自己負担額支払明細書の提出に代わるため、原則、証明は不要になります。

重度心身障がい者医療費給付事業 (自動償還) 医療機関向けQ & A集

問 1-1 自動償還払方式への移行にあたって、医療機関側の事前準備はありますか。

答)

○医療費自己負担額支払明細書の報告準備

制度移行後は、自己負担額支払明細等を大分県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」）に報告していただく必要があります。明細書の報告方法については、国保連合会作成の要領「自己負担額支払明細の作成について」（大分県HP、国保連合会HPで公開）にて事前にご確認をお願いします。

※明細書は、対象者の加入健康保険に関係なく、すべて国保連合会に提出してください。

○医療費自己負担額支払明細書の作成方法

①レセコンシステム等を使用してデータを作成する場合

システムを管理しているシステム業者と調整を行い、「自己負担額支払明細書作成要領」（国保連合会HPで公開）に基づいたデータが作成できるようにシステム改修を行ってください。

②国保連合会が提供する「報告支援ツール」を利用してデータを作成する場合

事前に国保連合会のHPから「報告支援ツール」をダウンロードし、データの作成方法を確認しておいてください。

※現在β版（試用版）を公開しています。正式版ではありませんので、ご注意ください。

③紙の帳票で作成する場合

原則として、電子データでの報告を想定していますが、何らかの事情により、紙で報告する場合は、国保連合会のHPから様式をダウンロードしたテンプレートをご使用くださ

問 3-2 自己負担額支払明細の提出はレセプトと一緒に行う必要がありますか。

答)

レセプト等と一緒に行う必要はありませんが、レセプト等の請求に同封して送付する際には、本医療費給付事業の報告と分かるようにしてください。自己負担額支払明細を電子データで作成した場合は、電子媒体（CD-R、DVD-R）に医療機関名などの必要事項を印字または記載していただくようお願いします。

問 5-2 自動償還払の対象となる場合は、領収書にその旨の押印あるいは記載しなければならないですか。

答)

自動償還払済の領収書を市町村窓口を持参されることも考えられるため、可能な限り「自動償還済み」等の押印や記載をするなどのご協力をいただくと助かります。

【大分県HP】 <http://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/juudo-iryuu-kaisei.html>

【お問い合わせ先】

制度に関するお問い合わせ先 : 大分県福祉保険部障害福祉課 TEL: 097-506-2723

自動償還払データ提出先 : 大分県国民健康保険団体連合会情報管理課 TEL:097-534-8465